

監査公告第 26 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 25 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

政策戦略部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

・スーパーシティを目指した加賀市の取り組みについて、次のとおり意見を付す。

加賀市スーパーシティ構想を推し進めるため、全体の企画調整やM a a Sを始めとした地域のデジタル化、行政のデジタル化と人材育成、広報広聴といった主要な分野をスマートシティ課に統括させたことは、これまでの各種実証事業等の経緯からも、合理的な体制整備がなされたものと思われる。後は自信を持って事業を進めてもらいたい。直ぐそこまで来ているデジタル社会や次世代の仕事の在り方をしっかりと見据え、いずれの分野も出遅れることなく、計画的・効率的に取り組みを推進されることを期待している。

対 応

人口減少や少子高齢化が続く本市にとって、超高齢化社会や労働力・担い手不足、公共交通の維持、地域経済の活力の低下は喫緊の課題である。一方、社会は society5.0 や第4次産業革命の時代となり、先端技術により我々の生活が大きく変化していくとされています。

本市では、このような潮流をとらえ、先端技術の活用により「市民の生活の質（QOL）」、「来訪者の満足度」、「稼ぐ力」を向上させ、持続可能な都市を実現するため、スマートシティに取り組んでいます。

国が提唱するスーパーシティは、スマートシティの中でも特に先端的で、かつ、制度・規制改革を伴うもので、住民が参画し、住民目線で、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指すものとされています。

本市においても、スマートシティ推進の一環としてスーパーシティを推し進め、全国に先駆けて未来社会を実現することで、より早く持続可能な都市の実現を目指していきます。

現在策定中のスマートシティ推進の実施計画である「スマートシティ加賀推進計画」に基づき、計画的・効率的に取り組みを推進していきます。